

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 型枠建込み・解体における安全対策の強化および現場の安全性向上
- b. 若手技能者の育成支援および技能向上の推進
- c. デジタル施工（写真管理・工程共有ツール等）の活用
- d. 災害時の応援体制・連絡体制の整備（BCP 対応）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

3. その他（任意記載）

地域に根ざした型枠工事業者として、元請企業および協力会社との信頼関係を大切にし、現場の安全性向上、品質確保、技能者育成に継続的に取り組めます。また、地域建設産業の持続的発展に貢献するため、働きやすい職場環境づくりや環境負荷低減への取組を推進し、サプライチェーン全体の価値向上に寄与してまいります。

2026年3月18日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

城成建設株式会社

企業名

代表取締役 田口 浩平

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。